

公 示

関税法第 69 条第 1 項の規定に基づく鹿島税関支署管内における輸出入貨物の検査場所を指定する公示（平成 30 年 3 月 30 日鹿掲示第 2 号）を下記のとおり改正し、令和 5 年 10 月 20 日から適用することとしたので、公示する。

令和 5 年 10 月 19 日

鹿島税関支署長 安 部 勝

記

鹿島税関支署管内における輸出入貨物の検査場所

- 1 鹿島税関支署、鹿島税関支署日立出張所、鹿島税関支署つくば出張所及び鹿島税関支署茨城空港出張所構内
- 2 保税地域
- 3 茨城空港ビル国際線チェックインカウンター（出国旅客携帯品搬入口を含む。）
- 4 小美玉市百里 170 所在の航空自衛隊百里基地内（携帯品等旅具通関貨物に限る。）
- 5 茨城港大洗港区第 4 埠頭内（携帯品等旅具通関貨物に限る。）

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（昭和 55 年 8 月条約第 25 号「ワシントン条約」）附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（同条約第 15 条 3 及び第 23 条 2 の規定により日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第 1 条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の検査場所については、鹿島税関支署茨城空港出張所構内及び同出張所管轄区域内の保税地域に限る。